

ため池等整備事業（農業用河川工作物等応急対策）（継続）

【5,767(5,849)百万円】

対策のポイント

農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備補強を行い、災害の未然防止を図ります。

（大規模災害に係る土地改良施設の現状）

- ・ 近年の集中豪雨や度重なる台風の上陸、大規模地震により、全国各地で甚大な災害が多発しています。
- ・ 河川管理施設等構造令の公布を契機として、構造が不適當又は不十分で治水機能が劣っている農業用河川工作物に対する防災対策が要請されています。
- ・ 近年の大規模地震の発生が懸念される中、地震災害に対する災害対策がますます重要となっており、既存の土地改良施設の中には、大規模地震に対して不安定な状態のものが多数あると想定されています。

政策目標

集中豪雨等による被害の発生するおそれのある農用地（延べ81万ha）について、防災・減災対策を実施

< 内容 >

農業用河川工作物をはじめとした土地改良施設の整備や耐震補強等を積極的に推進し、洪水、高潮及び地震等による災害発生を未然に防止し、国土の保全と民生の安定に資するものです。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村等
2. 補助率 1 / 2 等
3. 事業実施期間 昭和54年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03-6744-2210（直））]